

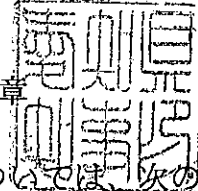


# 行政文書一部開示決定通知書

2文芸第3423号  
令和3年2月26日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀 章



令和3年2月12日付けで開示請求のありました行政文書については、次のおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

|                             |   |                                     |
|-----------------------------|---|-------------------------------------|
| 行政文書の名称                     | 契約書「あいちトリエンナーレ2019」作品選定・制作・展示業務（「表現の不自由展」実行委員会）           |                                     |
| 開示を実施する日時及び場所               | 日 時   | 令和3年2月26日 午前 4時<br>午後               |
|                             | 場 所   | 県民生活課（県民相談・情報センター）<br>（愛知県自治センター2階） |
| 開示の実施の方法                    | 写しの交付   |                                     |
| 開示の実施に要する費用の額               | 1 写しの作成に要する費用   | 100円                                |
|                             | 2 写しの送付に要する費用   | 円                                   |
| 開示しないこととした部分                | 別紙のとおり  |                                     |
| 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由 | 別紙のとおり  |                                     |
| 担 当 課 等                     | 県民文化局文化部文化芸術課<br>国際芸術祭推進室調整グループ、事業グループ<br>電話 052-971-6111 |                                     |

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。

3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

別 紙

| 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由   |
|--------------|---|
| 個人の住所        | 愛知県情報公開条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。  |
| 事業を営む個人の印影   | 愛知県情報公開条例第7条第3号イに該当事業を営む個人に関する情報であって、公にすることにより、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。   |
| 作家への委託金額     | 愛知県情報公開条例第7条第3号イに該当事業を営む個人に関する情報であって、公にすることにより、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。<br>愛知県情報公開条例第7条第6号に該当あいちトリエンナーレの事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 |